

公益財団法人横浜市建築保全公社の嘱託職員に対する退職慰労金について

1 公社の概要

公益財団法人横浜市建築保全公社（以下「公社」という）は、昭和 61 年設立、平成 18 年 4 月から特定協約団体として自主・自立運営している団体です。

職員数は、計 66 人、市からは、休職派遣 5 人、市OBが役員に 2 人、固有職員に 1 人、嘱託職員に 7 人います。

主な業務は、

- 公共・公益施設の維持保全に関する調査研究事業
 - 公共・公益施設の修繕事業
- などです。

2 新聞等報道において問題とされた内容

「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」は、平成 22 年 2 月に改正し、市退職者は退職手当の不支給等（在職期間、役員の兼務、役員報酬、年収限度額）が規定され、平成 24 年 6 月末日までに実施するよう要請することとされてきました。しかし、この 3 月に公社を退職する職員が、退職手当や退職慰労金などを計 3 回受け取ることが問題とされました。

3 状 況

(1) 「公益財団法人横浜市建築保全公社嘱託職員就業及び報酬規程」

60 歳を超えた嘱託員（民間出身者を含む）の退職時に、退職慰労金を支払うことができると平成 6 年に規定しました。

(2) 退職手当が 3 回支給される職員

市を早期退職して公社に入社し、その後定年退職して嘱託職員となり、この 3 月に退職する場合、退職慰労金などを計 3 回受け取ることとなります。

公社では、平成 22 年 2 月以前に本市を退職し、かつ公社に採用された職員は、上記要綱の対象外として取り扱っています。

4 対 応

(1) 平成 22 年 2 月要綱改正の趣旨を踏まえ、市から公社に対して要請しています。

(2) 公社は、平成 6 年から続いた退職慰労金について、この 3 月 19 日の理事会で支給規定の廃止を諮る予定です。